

看護職員臨床研修の制度化を求める意見書

人口の高齢化とともに国民の医療に対するニーズはますます増大しており、科学技術の進展に伴い医療が高度化、専門化する中で、安全・安心な医療を提供するため、医療従事者の資質と技術の向上が求められている。

こうした中、医療従事者の研修制度についてみると、医師の臨床研修が平成十六年度に義務化されるなど、充実されてきたところであるが、医師とともに医療の中心的役割を担う看護職員の研修制度については、昭和二十六年以降五十年以上も基本的に変化してない状況である。

現在、病院に勤務する看護職員は約八十三万人であり、年間離職率は十二・四パーセント、うち新人看護職員は九・二パーセントとなっており、新人看護職員の職場定着を困難としている要因として、「看護師の基礎教育終了時点の能力と看護現場で求められる能力のギャップ」が第一にあげられている。

また、新人看護職員の研修は、あくまでも勤務する各施設の自主的な取り組みに委ねられているため、研修指導体制に対する制度的な保障もなく、さらに、研修の有無、研修指導体制、研修内容等の実施態様についても施設間の格差には大きなものがある。

このようなことから、安全で安心な医療を確保するためには高度な能力をもつ看護職員の確保が重要であり、特に新人看護職員の臨床研修の制度化が強く求められている。

よって、国会及び政府におかれては、安全で安心な医療を提供するため、免許取得後の新人看護職員に対する臨床研修の制度を創設するよう強く要望する。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十年十二月十六日

大分県議会議長 阿 部 英 仁

衆議院議長	河野 洋平 殿
参議院議長	江田 五月 殿
内閣総理大臣	麻生 太郎 殿
厚生労働大臣	舛添 要一 殿